

# 評議員及び役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人健悠福社会

## (目的)

第1条 この規程は、当法人定款第8条及び第21条に基づいて、評議員及び役員の報酬等の基準を定めるものである。

## (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、当法人定款第2章に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、当法人定款第4章に定める理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は、当法人定款第8条に定めるところにより、無報酬とする。

- 2 役員の報酬は、当法人定款第21条において、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができるものと定められているが、当分の間、無報酬とする。

## (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則 この規程は、令和1年7月1日より施行する。